

河川整備計画（第3回変更）本文・付属資料（素案）の概要

令和5年（2023年）12月25日 13：30～15：00
島 根 県

河川整備計画の内容

河川整備計画は下記の5項目について記述している。

流域と河川の概要	<ul style="list-style-type: none">• 地質、地形• 気候• 自然環境• 人口、産業• 歴史、文化• 土地利用• 河川の特徴	
河川整備計画の対象区間、対象期間*	<ul style="list-style-type: none">• 河川整備計画の対象区間• 河川整備計画の対象期間	
河川整備計画の目標に関する事項*	<ul style="list-style-type: none">• 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項• 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項• 河川環境の整備と保全に関する事項	
河川の整備の実施に関する事項*	<ul style="list-style-type: none">• 河川工事の目的、種類、施行の場所• 河川管理施設の機能の概要• 河川の維持の目的、種類、施行の場所	
河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項	<ul style="list-style-type: none">• 河川情報の提供• 地域や関係機関との連携	

* : 河川法施行令及び運用に関する通知により記載が必ず必要な事項

江の川水系下流支川域河川整備計画の変更経緯

H13. 6. 22 河川整備計画策定 対象期間：概ね 10 年

都治川流域：波積ダム建設、河岸整備河岸整備のみ完了

小谷川流域：放水路トンネル建設及び河道改修H18年事業完了

H21. 12 「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換

H22. 9 国から波積ダムの検討について要請

H25. 7 波積ダムの「事業の継続」が決定

H26. 6. 5 河川整備計画（第1回変更） 対象期間：概ね 10 年

都治川流域：波積ダム建設

主な変更内容：都治川の計画高水流量の変更（治水目標は1/50で変更なし）

H30. 7、R2. 7 江の川及び支川で家屋浸水被害が発生

R3. 3 江の川流域の対応方針などをまとめた河川事業分の「今後10年間の公共土木事業の実施方針」を公表

R4. 3. 10 河川整備計画（第2回変更） 対象期間：概ね 10 年（矢谷川）

都治川流域：波積ダム建設R4年度完了予定

矢谷川：土地利用一体型水防災事業を活用した宅地嵩上げ等を実施新規追加

奥谷川、長良川、榎谷川、久井谷川、田津谷川：対策及び施行について国と県で調整を図ることを追記

R5^{年度末}(予定) 河川整備計画（第3回変更） 対象期間：概ね 15 年

〈今回案〉

都治川流域：土地利用一体型水防災事業等を活用した宅地嵩上げ等を実施新規追加




変更の目的

- 都治川（下流部）の整備に関する内容を追加
 - ✓ 河川の整備の実施に関する事項（整備区間、計画規模など）
 - ✓ 動植物に関する現地調査結果の反映

変更事項

- 都治川（下流部）の整備に関する内容を追加
- 波積ダムにおいて試験湛水が開始されたことによる記述の修正、事前放流に関する記述
- 記載データ等の修正
（既往の洪水、気象データ、産業構造、観光、文化財、河川の流況、水質、水利権など）
- 文言等の軽微な修正

本資料での変更表示の凡例

-  変更目的に関する変更事項
-  整備計画改定にあたり時点修正、データ修正を行ったもの
-  変更なし

河川整備計画（素案）

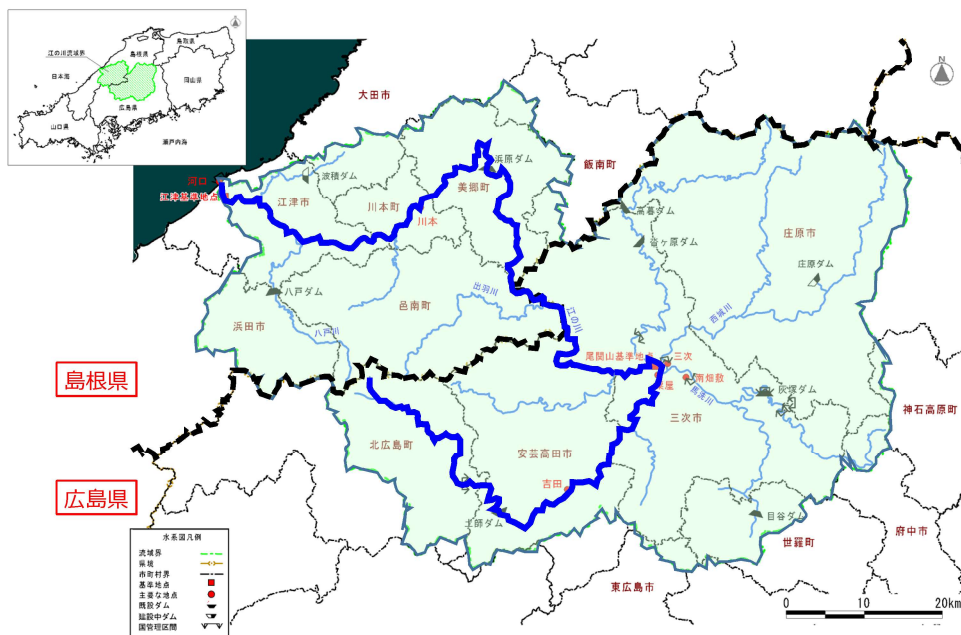
1. 流域と河川の概要
2. 河川整備計画の対象区間、対象期間
3. 河川整備計画の目標に関する事項
4. 河川の整備の実施に関する事項
5. 河川の整備を総合的に行うために必要なその他の事項

流域と河川の概要

変更なし

- 江の川は、中国地方の河川では最大の流域面積3,900 km²を持ち、中国地方中央部における社会、経済、文化の基盤を形成している。
- 下流支川域は、江の川水系の中で島根県に位置する支川のうち、出羽川流域及び八戸川流域を除く支川全域である。

江の川流域図



江の川水系河川整備計画圏域図

河川整備計画の「河川の整の実施に関する事項」に記載の河川を赤字で記載



江の川水系下流支川域

江の川水系 八戸川流域

江の川水系 出羽川流域

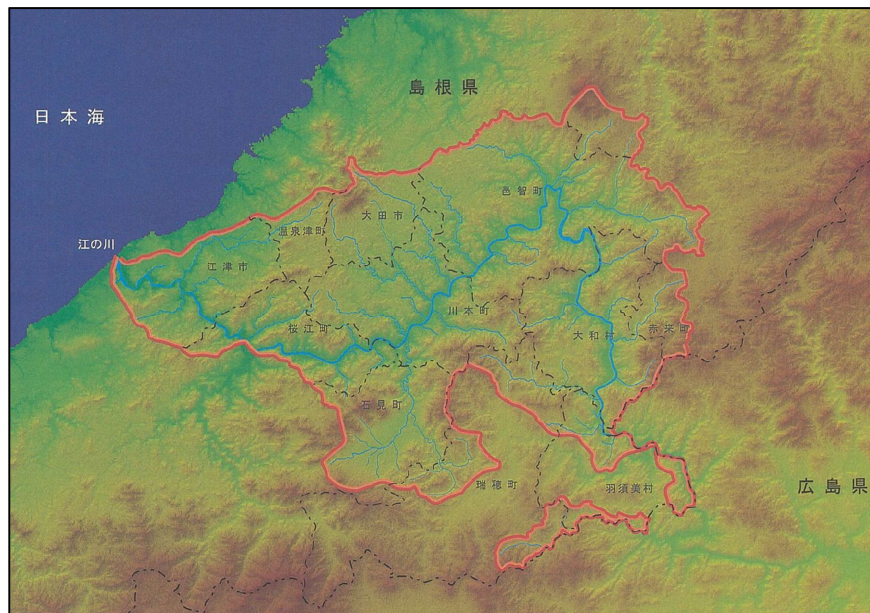
	流域面積	幹線流路延長
島根県	1,260 km ² (32%)	86.3 km (44%)
広島県	2,640 km ² (68%)	107.7 km (56%)
計	3,900 km ²	194.0 km

地形・地質

変更なし

- 河川の浸食作用により形成された、標高50 m～400 m程度の**準平原**が広く分布している
- 河口部を除いて、川沿いのほとんどが**低山地に挟まれた急峻な谷地形**である
- 支川は江の川に急流で落ち込み、また地質は流紋岩類や花崗岩であり岩質が堅いことから浸食を受けにくく、断魚溪、蟠龍峡、大槇谷峡谷、観音滝、岩瀧寺の滝等、**各所で溪谷美**を作り出している

都治川流域の地形¹⁾



断魚溪



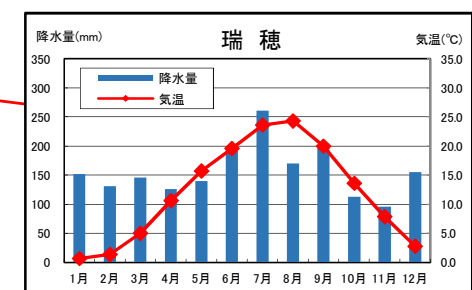
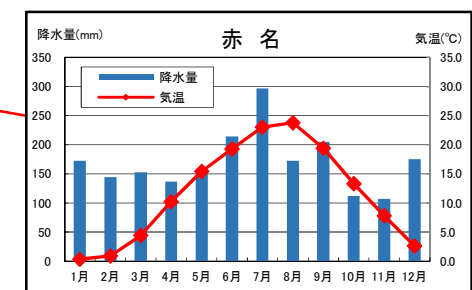
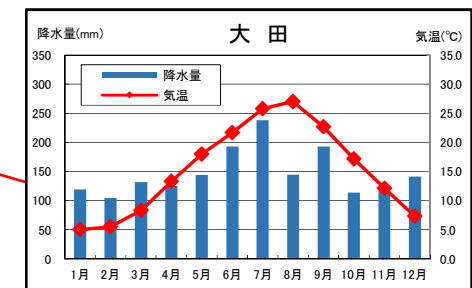
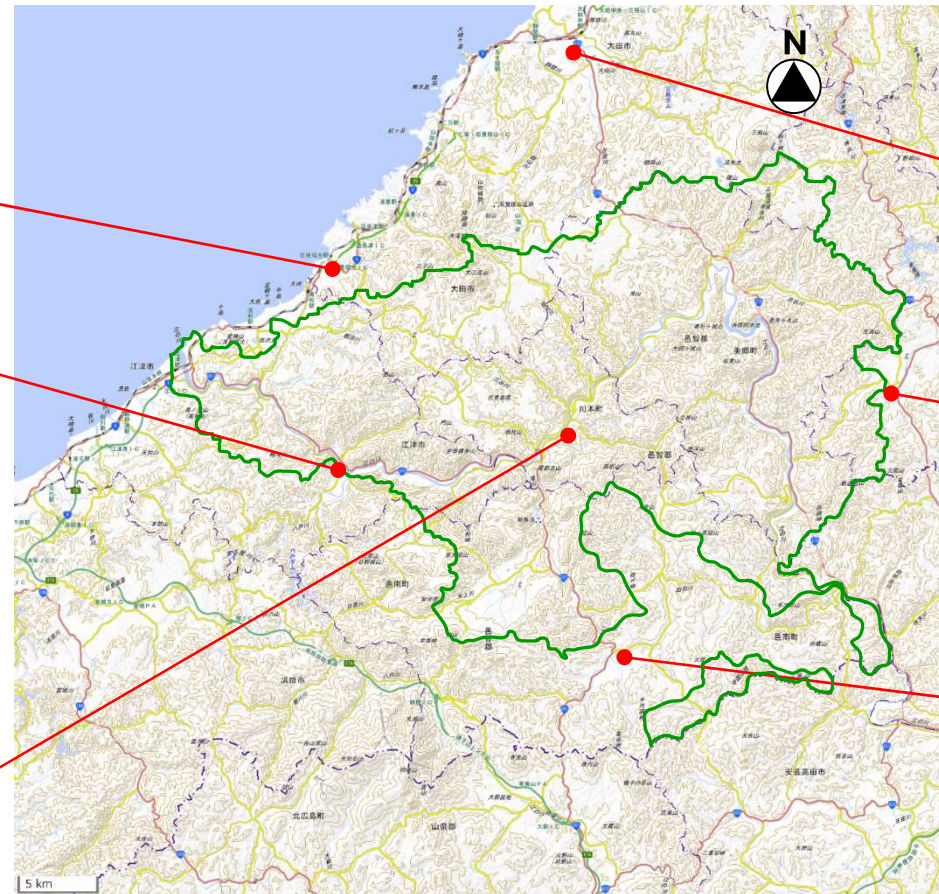
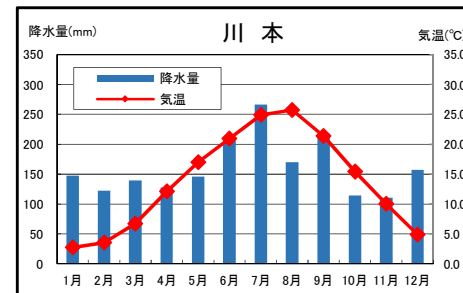
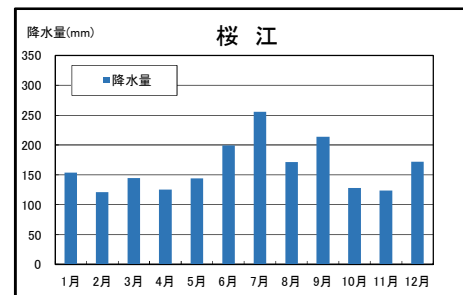
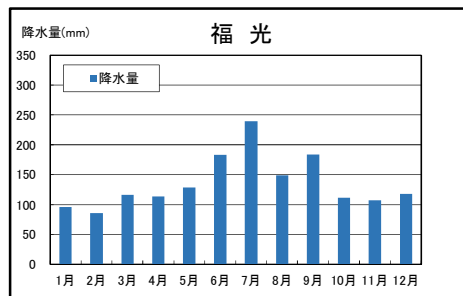
観音滝

気候

変更なし

- 年間降水量は、北部平野部で約1,600 mm～1,800mmに対し、山地部の方が約1,800 mm～2,000 mmと多い
- 江の川下流支川域は「日本海型気候地域」に属し、冬には積雪地帯となる

月別平均気温と降水量（平年値）¹⁾



1) 平年値は平成3年から令和2年の30年間の平均（10年ごとに更新される値）。気象庁のデータを使用。

自然環境

◆記載動物の見直し

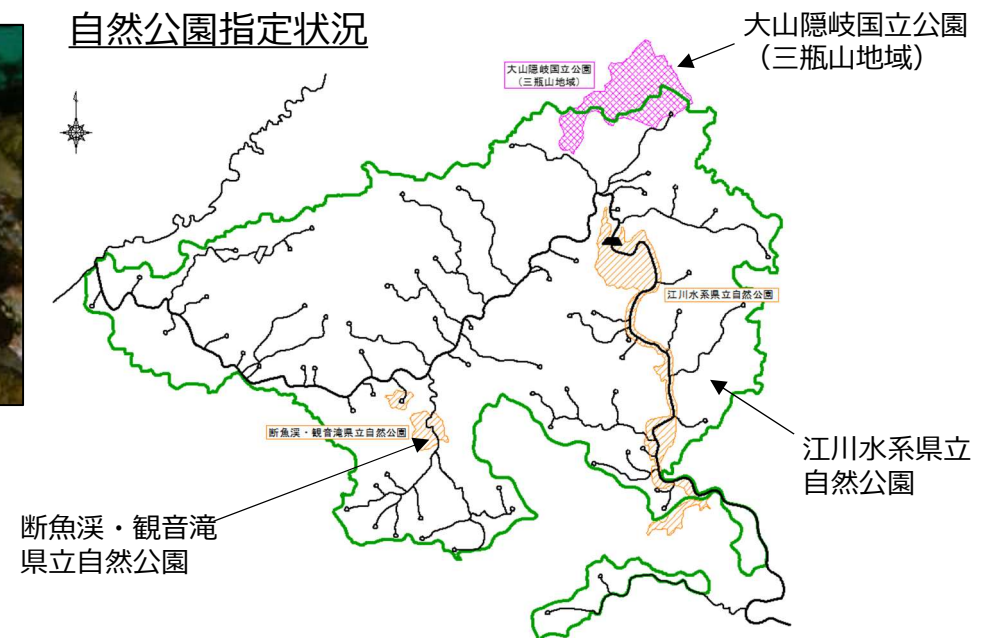
- 大山隠岐国立公園三瓶山地域や、国の名勝に指定されている断魚溪などの
溪谷的自然が多く残る地域である
- 魚類は、アユやカワムツなどのほかにオヤニラミやズナガニゴイ、アブラボテなどが生息しており、**山陰地方の他の河川と比較した場合、多様な魚類相が見られる**
- 鳥類ではカワセミ、ヤマセミ等、爬虫類ではニホンイシガメ等、両生類ではオオサンショウウオ、カジカガエル等が見られるなど、**多様な動物が生息**してる
- 植生は、気候帯から分類すると標高800m程度までがヤブツバキクラス域の温暖帯、標高800 m以上がブナクラス域の冷温帯に属している



オオサンショウウオ



オヤニラミ

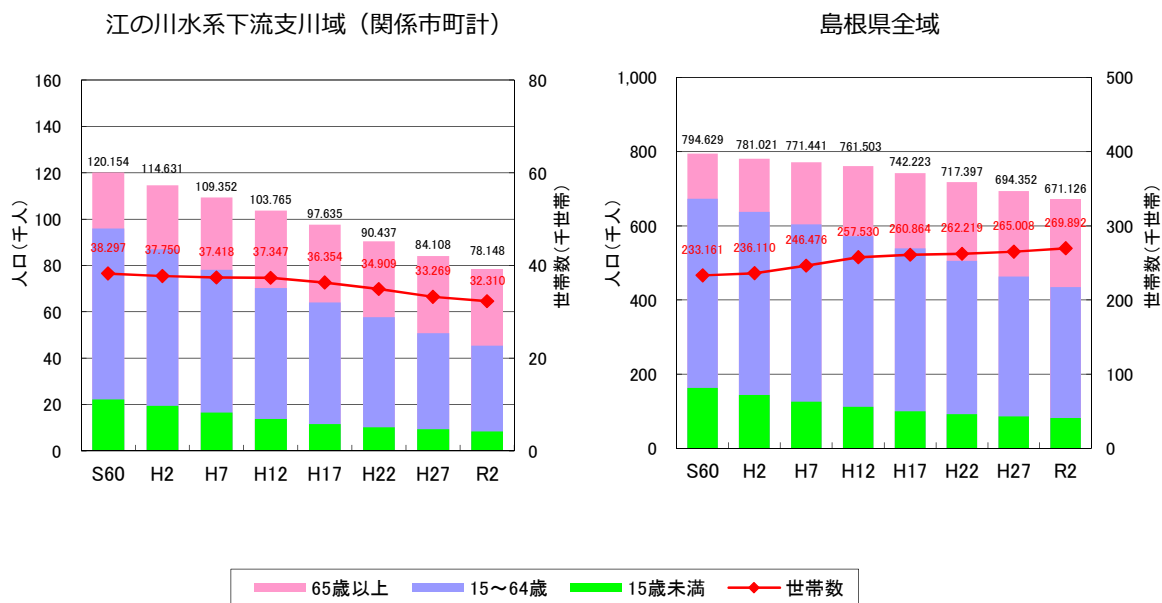


人口・産業

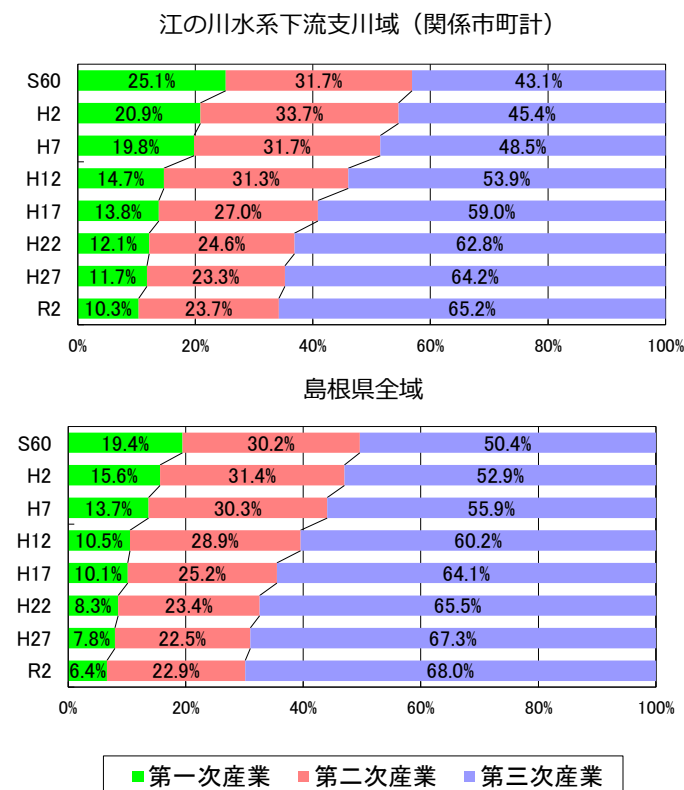
◆国勢調査（R2）の結果をもとに更新

- 人口の減少率は島根県全体の減少率を大きく上回っており、**少子高齢化も進んでいる¹⁾**
- 第1次、第2次産業は減少²⁾、第3次産業は増加が見られる

人口・世帯数の推移



産業別就業者数構成率の推移



1) 昭和60年から令和2年までの国勢調査による。2) 平成27年の調査では増加がみられた江津市、美郷町、飯南町でも令和2年度には減少に転じた。

歴史文化

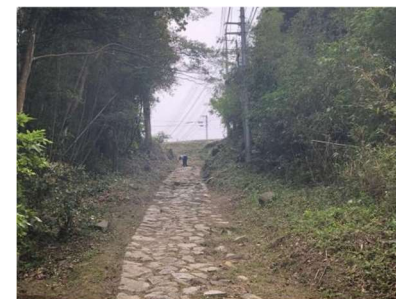
◆新たに指定された文化財の追加

- 江の川水系下流支川域の歴史は古く、縄文・弥生時代の遺跡も発見されている
- 江戸時代には、石見銀山の開発や、江の川を用いた舟運により江津や浜原などが**繁栄**していた
- 中国山地一帯は**良質の砂鉄の産地**であり、古来邑智郡を中心とした**釷地帯**であった
- 江の川水系下流支川域には建造物、絵画、彫刻、工芸品などで、**多くの文化財**が見られる
- 豊かな自然環境を反映し、三瓶山自然林など**天然記念物**も**点在**している

流域市町文化財指定状況（令和5年9月末現在）

市町名	指定			種別（内訳）
	国	県	市町	
大田市	1	1	3	天然記念物(2)、絵画(2)、彫刻(1)
江津市	32	2	25	工芸品(2)、登録有形文化財(31)、彫刻(4)、天然記念物(5)、建築物(1)、絵画(1)、書跡(1)、典跡(6)、古文書(1)、歴史資料(3)、無形民俗文化財(1)、 史跡(2) 、名勝(1)
川本町	0	2	6	建築物(4)、史跡(1)、古文書(2)、天然記念物(1)
美郷町	0	3	11	天然記念物(6)、絵画(1)、彫刻(2)、工芸品(1)、無形民俗文化財（3）、史跡(1)
邑南町	6	4	11	名勝(1)、登録有形文化財(4)、有形民俗文化財(1)、無形民俗文化財(1)、 史跡(5) 、天然記念物(5)、建築物(2)、彫刻(2)
飯南町	0	0	2	古文書(1)、天然記念物(1)

山陰道（土床坂） 令和4年5月16日指定¹⁾



久喜銀山遺跡 令和3年10月11日指定²⁾



1) 江津市Webサイト「山陰道（土床坂）が文化財に指定されました」 2) 文化庁Webサイト「文化遺産オンライン」。町指定から県指定に変更。

土地利用

変更なし

- 森林が大部分を占め、江の川及び支川沿いを中心にわずかな平地に農地や宅地が点在。

河川の特徴（都治川・矢谷川）

- 江の川水系下流支川域内ではアユ漁をはじめとした漁業・遊漁や、アユやサケの稚魚の放流会などが行われている。
- 河床は全区間を通じて礫・砂で構成されており、一部岩盤が露頭している箇所もみられる
- （都治川）上流区間は1/50程度の急勾配、江の川合流点付近では1/500程度
（矢谷川）上流区間は1/40～1/50程度の急勾配、江の川合流点付近では1/90程度
- 河道内にはツルヨシ群落が優占しており、浮石状態の瀬にはアカザやヨシノボリ類などが生息している
- 江の川本川との連続性が保たれており、下流部ではアユやアユカケ（カマキリ）等も遡上している

サケの稚魚の放流



アカザ



アユカケ（カマキリ）



2.1 対象区間

- 島根県が管理するすべての区間
- 42 流域 68 河川

◆対象期間を変更

2.2 対象期間

○ 概ね 15 年間

(初版 H13.6・第1回変更 H26.6)

都治川 (波積ダム) で概ね 10 年間

(現行 R4.3)

都治川 (波積ダム) は、R4年度完了予定

矢谷川で概ね 10 年間

(今回 R5年度未予定)

都治川 (下流部) 追加で概ね 15 年間

下流支川域圏域図



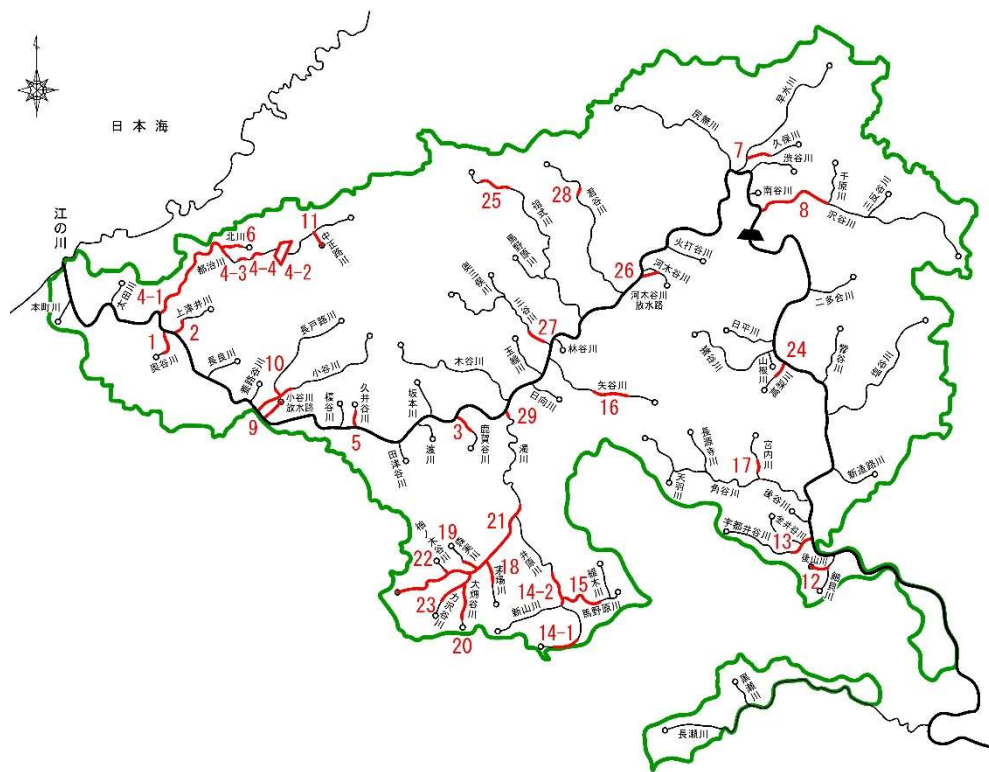
◆データ修正

3.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1)過去の洪水概要、治水事業の沿革

- 昭和46年、昭和47年災害を受け、**29 河川で河川改修事業を実施**しているが、未だ十分な治水対策が実施されていないのが現状
- 近年も、江の川本川の**バックウォーター**により、**家屋や農地の浸水被害**が発生

河川改修事業実施箇所



河川改修事業実施箇所一覧

No.	河川名	市町村名	事業名	延長 (km)	施工期間 (年度)	備考
1	奥谷川	江津市	河川災害関連事業	1.7	S46~S48	
2	上津井川	江津市	河川災害関連事業	0.9	S46~S48	
3	鹿賀谷川	江津市	河川災害関連事業	1.2	S46~S48	
4-1	都治川	江津市	河川災害復旧助成事業	7.2	S46~S49	
4-2	都治川	江津市	波積ダム建設事業	-	H6~	
4-3	都治川	江津市	県単独事業	0.4	H11~H15	
4-4	都治川	江津市	県単独事業	0.3	R1~R3	
5	久井谷川	江津市	河川災害関連事業	0.8	S47~S49	
6	北川	江津市	河川災害関連事業	1.2	S50~S52	
7	久保川	美郷町	小規模河川改修事業	1.3	S50~S52	
8	沢谷川	美郷町	河川災害関連事業	3.8	S50~S52	
9	小谷川	江津市	中小河川改修事業	1.7	S57~H17	小谷川放水路含む
10	長戸路川	江津市	中小河川改修事業	0.3	S57~H17	
11	中正路川	大田市	県単独事業	1.7	S58	
12	後山川	邑南町	河川災害関連事業	0.8	S58~S59	
13	宇都井谷川	邑南町	河川災害関連事業	1.6	S58~S60	
14-1	井原川	邑南町	河川災害関連事業	0.8	S58~S60	
14-2	井原川	邑南町	河川災害関連事業	1.1	S58~S60	
15	馬野原川	邑南町	河川災害関連事業	2.2	S58~S60	
16	矢谷川	川本町	河川災害関連事業	1.3	S58~S60	
17	宮内川	美郷町	河川災害関連事業	0.7	S58~S60	
18	茅場川	邑南町	河川災害復旧助成事業	0.9	S58~S62	
19	森実川	邑南町	河川災害復旧助成事業	0.7	S58~S62	
20	大畑谷川	邑南町	河川災害復旧助成事業	2.3	S58~S62	
21	濁川	邑南町	河川災害復旧助成事業	8.7	S58~S62	
22	袖ノ木谷川	邑南町	河川災害復旧助成事業	0.3	S58~S62	
23	力沢谷川	邑南町	河川災害復旧助成事業	1.6	S58~S62	
24	高梨川	美郷町	小規模河川改修事業	0.3	S59~S62	
25	祖式川	大田市	河川局部改良事業	1.5	S59~H3	
26	河木谷川	美郷町	小規模河川改修事業	0.8	S60~H4	河木谷川放水路
27	三谷川	川本町	河川局部改良事業	1.5	S61	
28	君谷川	美郷町	県単独事業	0.3	H11	
29	濁川	川本町	総合流域防災事業	0.2	R1~R2	



3.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

変更なし

(2) 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標

- 各流域の特性に応じて個別に目標を設定し、洪水を安全に流下させることにより、**家屋及び農地等の浸水被害を防ぐ**
- 地形的制約等がある場合で、宅地嵩上げ等による整備が効率的な箇所については、**宅地嵩上げ等による治水対策をまちづくりと連携して進める**
- 整備段階での洪水や計画規模を上回る洪水に対して**被害を最小限にくい止める**ために...
 - ・ インターネット等によるリアルタイムの河川水位や雨量情報の提供
 - ・ 河川監視カメラの整備
 - ・ ハザードマップの普及推進
 - ・ 自主防災組織の育成強化に向けた協力支援
 - ・ 水防活動との連携、情報伝達体制及び警戒避難体制の整備

3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

◆データ修正

水利用の状況

- 下流支川域内での主な水利用は、**農業用水、水道用水、水力発電用水**などがある。
- 許可水利権**28**件、慣行水利権**689**件の水利用がある。
- 主な土地利用は田畑で、約**1,190** haの灌漑用水に利用されている。

過去の渇水概要

- 江の川水系では、昭和42年、昭和53年、平成3年、平成4年、平成6年と**渇水**が発生
- 平成6年の渇水では、江の川本川の流量が減少した結果、塩分濃度が上昇し、江の川の流水を農業用水として利用している江津市松川町八神で、水稻に**塩害**が発生
- 川本町三原地区で**夜間断水**が行われ、**309**世帯に影響
- 都治川において、江津市松川町上河戸で井戸水が枯れたため給水車が出動

3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

◆流況を最新データで更新

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

- 都治川・・・概ね**10年に1回**程度発生する渇水時においても、流水の正常な機能¹⁾の維持のために必要な流量を確保
- その他の河川・・・今後、必要に応じて調査検討を行うこととし、目標流量は定めないが、関係機関と調整しながら合理的な水利用の促進を図る
- 異常渇水時には関係機関への情報提供や収集を行い、円滑な渇水調整に努める

都治川の流況（平均値²⁾ ³⁾

都治橋地点	最大流量 [m ³ /s]	豊水流量 [m ³ /s]	平水流量 [m ³ /s]	低水流量 [m ³ /s]	渇水流量 [m ³ /s]	最小流量 [m ³ /s]	平均流量 [m ³ /s]
ダム計画時 S57～H21	36.09 (82.02)	1.40 (3.19)	0.80 (1.82)	0.49 (1.12)	0.25 (0.57)	0.20 (0.46)	1.65 (3.75)
今回 S57～R4	55.45 (126.03)	1.49 (3.39)	0.89 (2.03)	0.56 (1.26)	0.29 (0.66)	0.21 (0.47)	1.67 (3.79)

都治川の正常流量（変更なし）

地点	しろかき期	普通かんがい期	非かんがい期
都治橋	概ね 0.32 m ³ /s	概ね 0.30 m ³ /s	概ね 0.26 m ³ /s

1) 清潔な水の状態、既得水利の取水量の確保、漁業、動植物の生息地、生育地の保全 2) 平均値の算出に当たっては、1か月以上欠測がある平成元年、平成24年、令和2年を除く。 2) (00.00) は比流量[m³/s・100 km²]を示す。 3) 正常流量は上流に整備中の波積ダムで確保する。

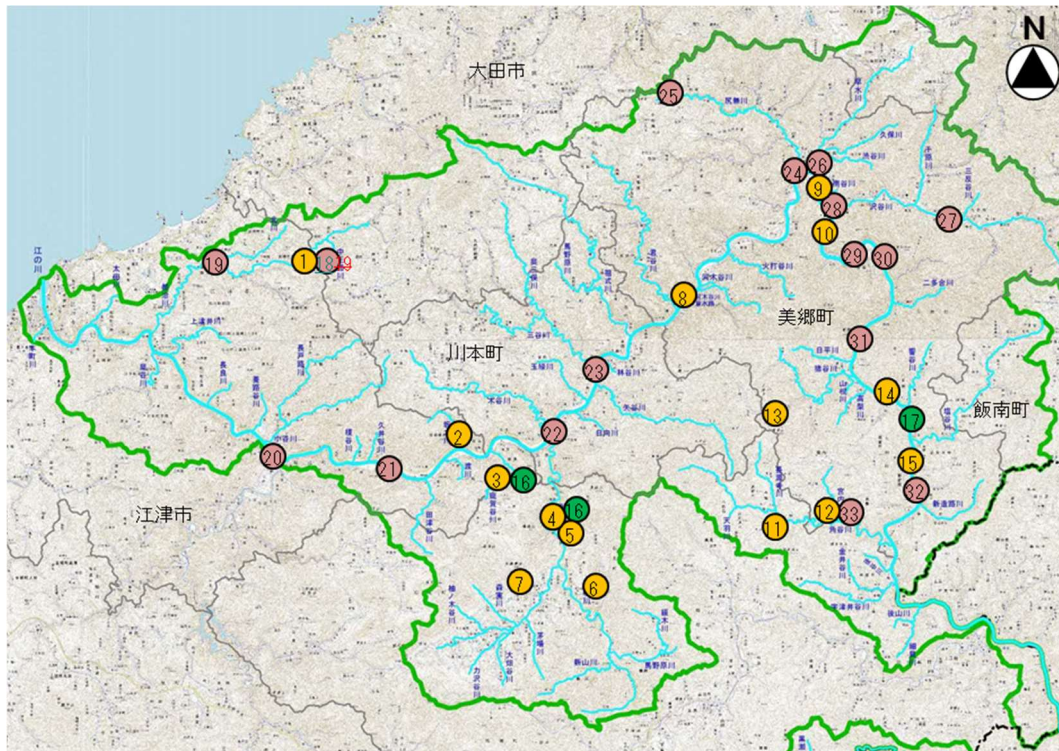


3.3 河川環境の整備と保全に関する事項

◆ 時点修正

(1) 河川環境の現状と人々との関わり

- 豊かな自然環境を有している河川が多く、水辺空間の利用が盛んである
- 沿川の市町村は、水辺を利用したイベントの開催、自然学習の場としての利用や各種施設の整備など、地域と川の積極的な交流を図っている



変更なし

3.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(2) 河川環境の整備と保全に関する目標

- 多様な河川環境を確保するための多自然川づくりの取組みを推進
 - ・ 水際に変化をつける
 - ・ 瀬や淵などの現況の河道特性を極力活かす
 - ・ 動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全 など
- 工事の実施時は...
 - ・ 生物の生活史を視野に入れた施工時期の設定
 - ・ 濁水の流出防止対策
 - ・ 工事内容及び保全対象に応じて自然環境への影響に対し適切に対処

→ 良好な
自然環境を
保全

- ・ 周辺の景観と調和し生態系に配慮した水辺空間の形成
- ・ 河川とのふれあいの場を形成
- ・ 美しい河川環境を維持するよう努める

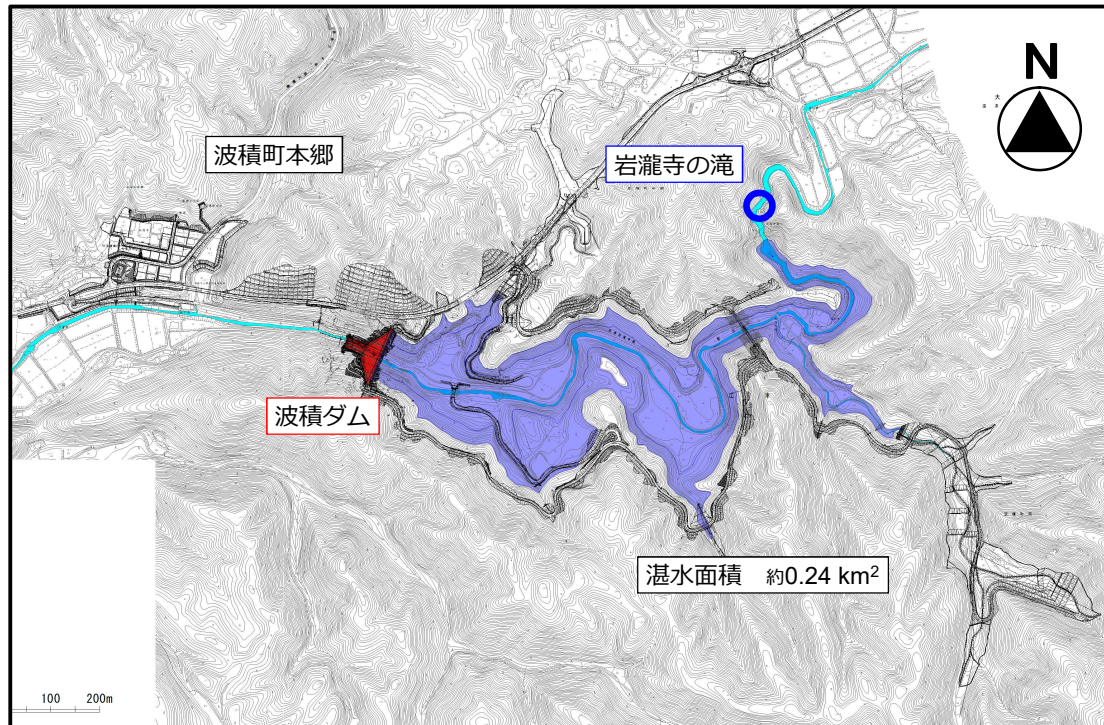
4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

◆ 時点修正 (試験湛水の開始)

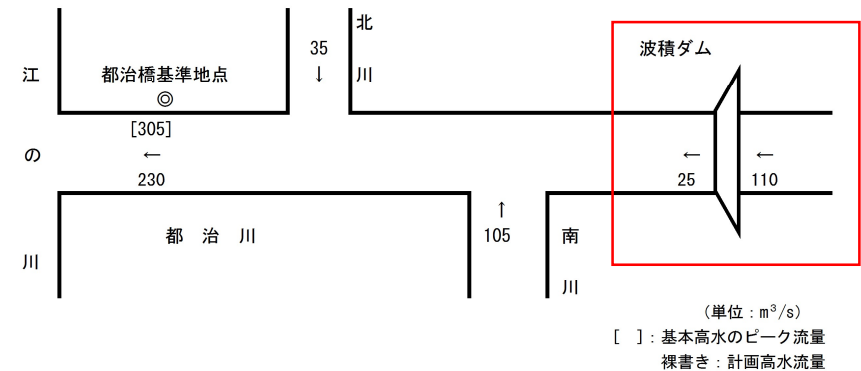
① 都治川 (上流部)

- 昭和47年7月洪水と同規模の洪水¹⁾に対して、家屋及び農地の浸水被害を防ぐため、江津市波積町本郷地先に波積ダムを建設

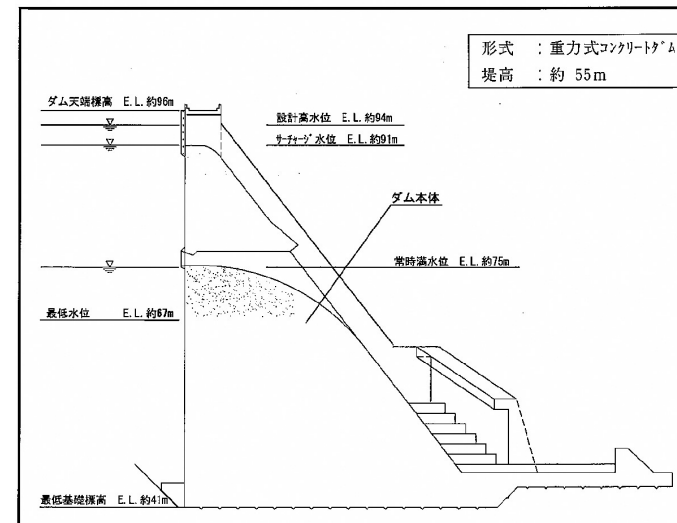
都治川 (波積ダム) 位置図



都治川 流量配分図



都治川 (波積ダム) 標準横断面図



1) 都治川流域内で235 mm/日の雨が発生した場合。再現期間は50年。



◆ 施工箇所を追加

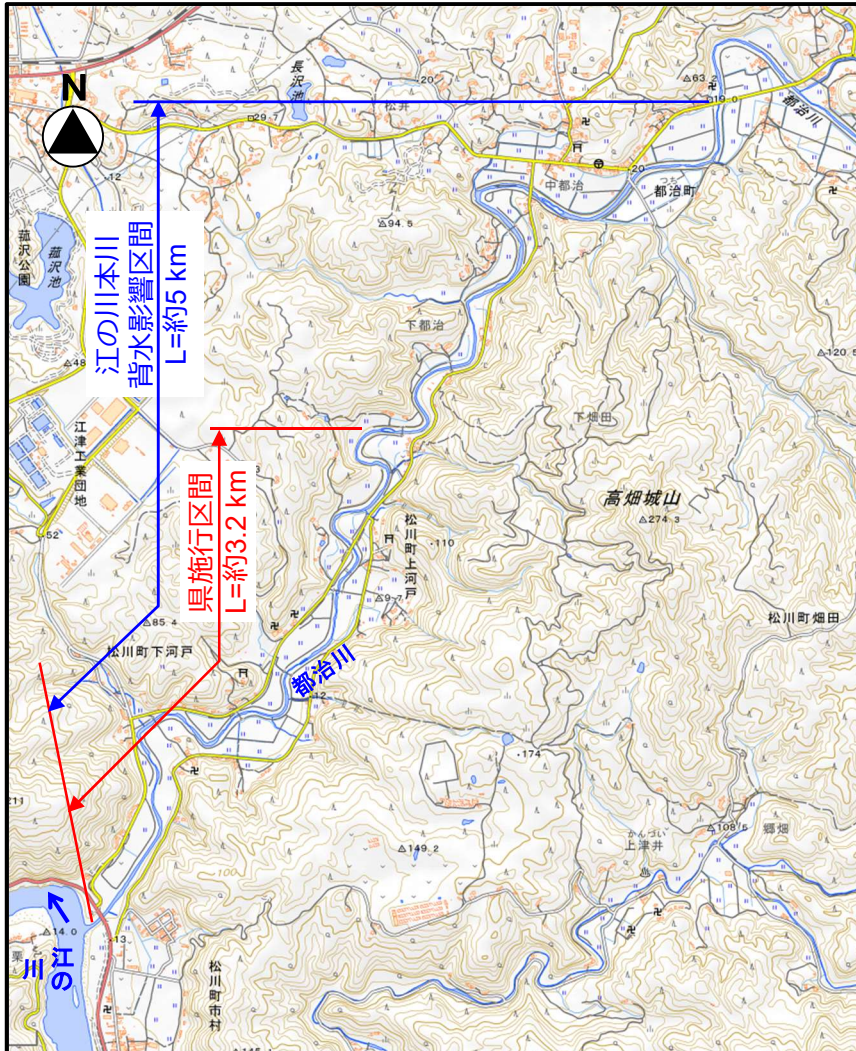
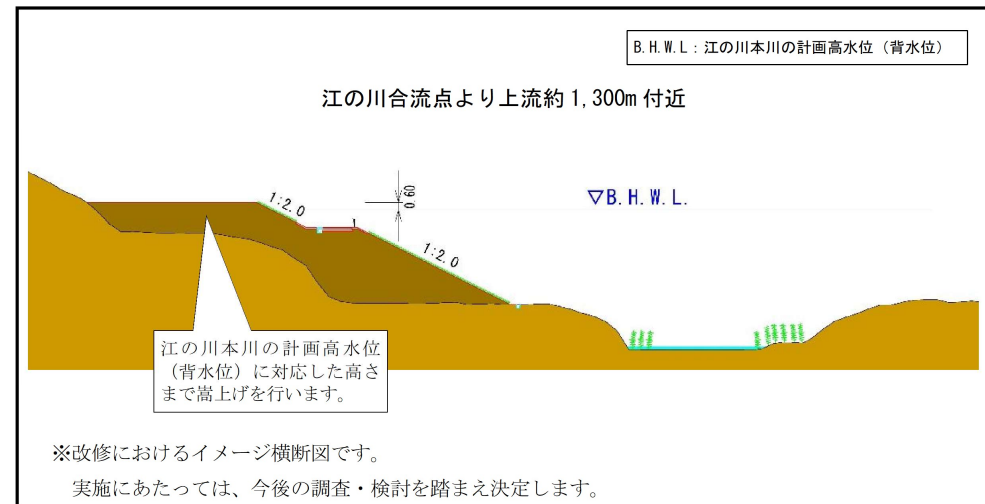
4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

② 都治川（下流部）

県が対策を行う区間は、江の川本川の背水の影響を受ける約 5 kmのうち、家屋浸水が発生する約 3.2 kmについて、浸水対策を実施します。

江の川本川の計画高水位（背水位）に対して、家屋の浸水被害を防ぐため、**宅地嵩上げ等**を実施

都治川（下流部）横断イメージ図



都治川（下流部）位置図

変更なし

4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

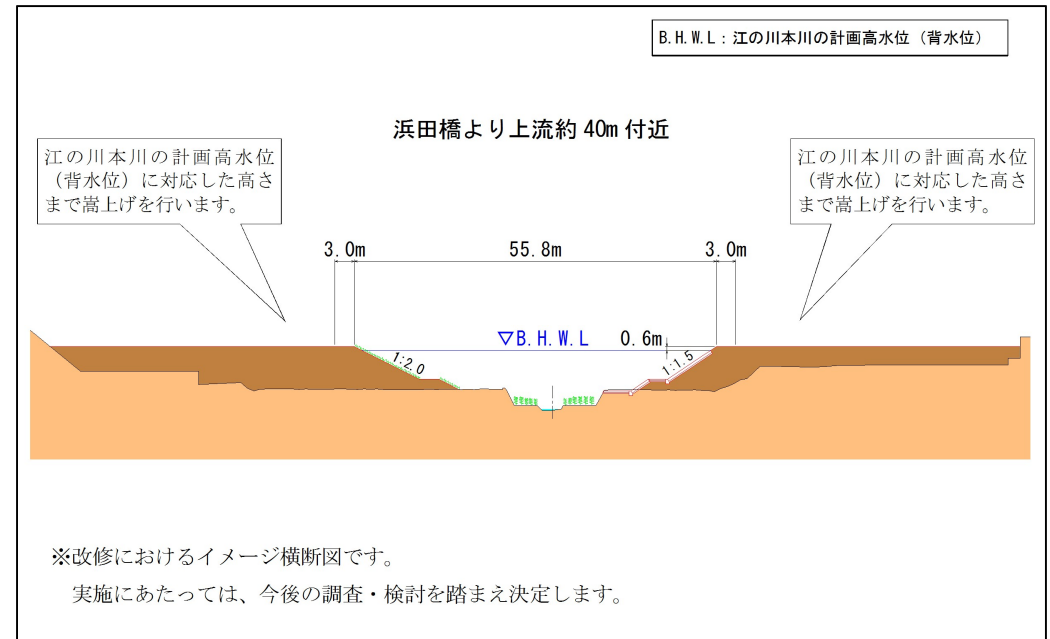
③矢谷川

江の川本川の計画高水位（背水位）に対して家屋の浸水被害を防ぐため、土地利用一体型水防災事業を活用した宅地嵩上げ等を実施

矢谷川（谷地区）位置図



矢谷川（谷地区）横断イメージ図

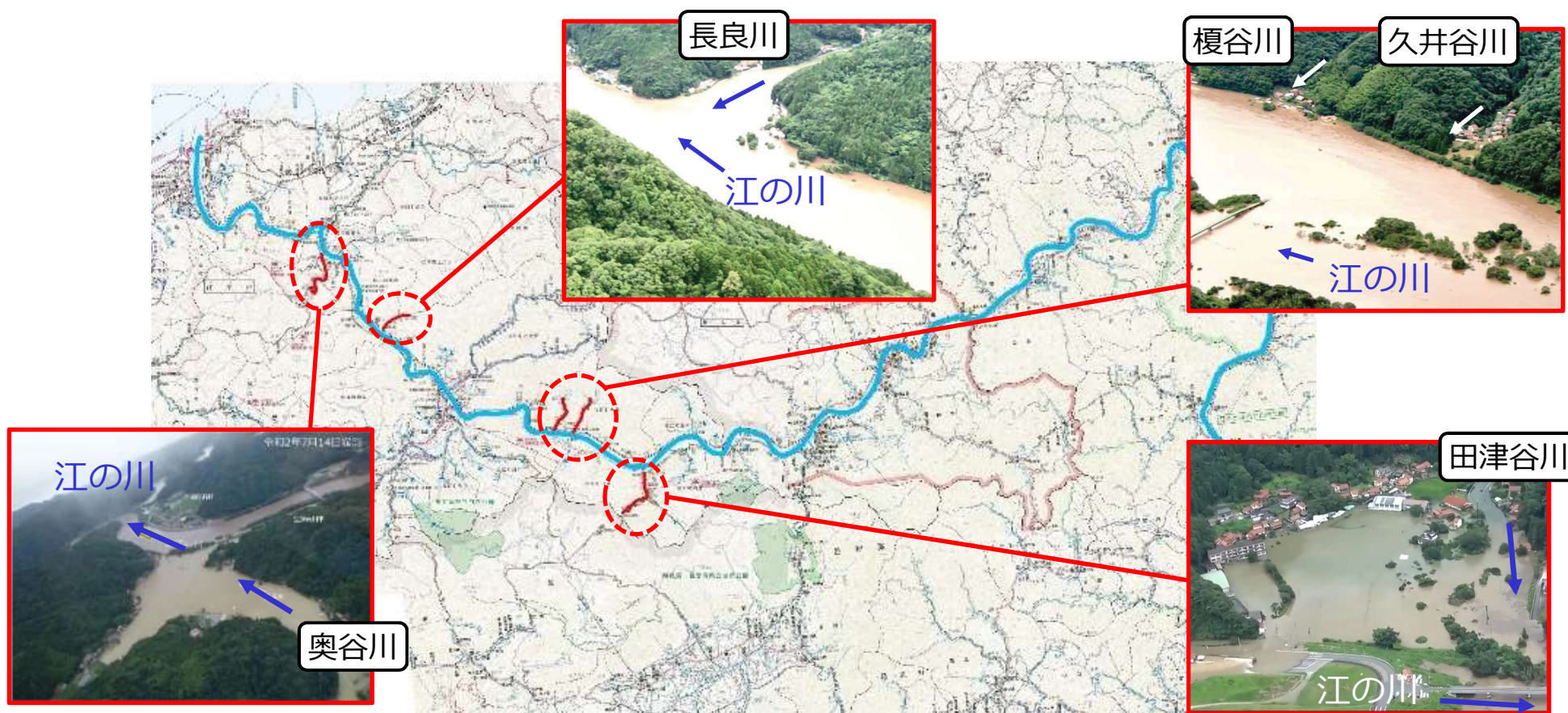


4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

変更なし

④奥谷川、長良川、榎谷川、久井谷川、田津谷川

- 江の川の水位上昇による浸水被害を防止するための対策及び施行については、**江の川管理者及び支川管理者で調整を図る**



4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

変更なし

豊かな自然と清流を有するこの地域の特性を踏まえ、河川の機能を維持していくために・・・

(1) 河道の維持管理

- 河道の流下能力を確保するため河床掘削する際は、環境面にも配慮した対策の実施
- 河道内に繁茂し、流下能力に影響がある立木を伐採
- 河川愛護団体と連携協力（除草、河川美化など）

(2) 河川管理施設の維持管理

- 平常時の河川巡視や点検の実施
- 施設の機能を維持するため、老朽化対策を実施

(3) 河川敷地の維持管理

- 河川敷地の占有者にも、安全面の管理体制や緊急時の通報体制を確立するよう指導
- 不法投棄がないよう啓発活動を実施するとともに、関係機関と連携して対策を実施

5.1 河川情報の提供

◆ハザードマップ作成状況の時点修正

- 「島根県水防情報システム」により、**雨量・水位の観測データをリアルタイムで提供**
- 「しまね防災情報」を通じて、**気象情報・河川情報・土砂災害情報・避難情報**など防災に関する様々な情報を提供
- ハザードマップの普及推進
- 地域住民による防災活動等とも連携しながら住民の安全や避難行動、地域防災活動を支援



◆河川愛護団体数の時点修正

5.2 地域や関係機関との連携

○ 河川愛護活動の支援

- ・ ハートフルしまね¹⁾などを通じて、地元自治会や関係機関と連携・協力して森林保全、河川愛護の普及・啓発、草刈、清掃等の河川美化活動の支援
- ・ 地域で行われるイベントや活動等の地域づくりの支援

○ 学識経験者等との連携

- ・ 多自然川づくりなどの河川整備の設計・施工

⇒必要に応じて学識経験者や関係分野の専門家に意見を聴きながら整備を進める



1) 島根県が管理する道路、河川、海岸等における草刈りや清掃等の社会貢献活動を支援制度。平成21年度より導入された。

5.2 地域や関係機関との連携

◆波積ダムでの事前放流について追加

- 緊急時における対応
 - 河川整備段階での洪水や計画規模を上回る洪水に対し、被害を最小限に食い止めるため、関係機関や自主防災組織、地域住民と協力して被害軽減対策を講じる
 - 洪水氾濫のおそれがある場合や洪水氾濫発生時は、**水防関係機関と密接な連絡**を保つとともに、水防活動を支援
 - 異常渇水時には国と連携し、関係機関や地域住民に情報提供し、**円滑な渇水調整**に努める
 - **水質事故**が発生した場合は、事故状況の把握、関係機関への連絡、河川状況や水質の監視を行い、事故処理等を原因者及び関係市町や国土交通省などの**関係機関と協力**して行う
- 施設管理者や他機関との調整
 - 関係市町と連携し、必要に応じて総合的な治水対策を実施し、**外水や内水の氾濫による被害の軽減**を図る
 - **波積ダムでは、利水のための貯水を事前に放流し一時的に治水の容量を確保する事前放流により洪水機能の強化を図る**¹⁾
 - 河川管理上影響を及ぼす開発行為は、必要に応じて関係機関と連携して流出抑制対策等の調整を図る
 - 関係機関との連携により、**特定外来生物の生息・生育状況の把握**に努める

1) 波積ダムの運用開始後。

5.2 地域や関係機関との連携

変更なし

○ 地域が一体となった取り組み

- 良好な水資源の確保や県土保全を担う森林等をはじめ、**江の川水系下流支川域の自然環境が地域共有の財産**

⇒河川整備、河川の利用並びに河川環境に関する地域の意見・要望を十分に把握し、地域と一体となった河川整備の推進に努める

- 良好な水質を確保していくためには、行政、事業者、住民及び民間団体等が一体となって、水質浄化へ向けた意識（「みんなで江の川をきれいに」）の向上を図る